

## みずき野地区まちづくり協議会会則

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 組織（第5条－第10条）
- 第3章 会議（第11条－第16条）
- 第4章 会計（第17条・第18条）
- 第5章 雜則（第19条）

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 本会は、みずき野地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称し、事務所を守谷市みずき野五丁目3番地4のみずき野集会所に置く。

#### （範域）

第2条 協議会の活動に関わる範域は、みずき野一丁目、みずき野二丁目、みずき野三丁目、みずき野四丁目、みずき野五丁目、みずき野六丁目、みずき野七丁目及びみずき野八丁のみずき野地区とする。

#### （目的）

第3条 協議会は、みずき野町内会の方針を尊重しながら、みずき野地区をどのようにしていきたいのかを考え、地域で活動している組織・団体とつながり、お互いの活動を補完し合うことで、安心・安全に住み続けることができるまちづくりに努めることを目的とする。

#### （活動）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を推進する。

- （1）みずき野町内会、市民公益活動団体、事務所又は事業所及び学校が連携・協力できる地域ネットワークの構築
- （2）支え合い・助け合う活動の推進
- （3）地域交流・健康づくりの推進
- （4）防犯・防災活動の推進
- （5）生涯学習の推進
- （6）コミュニティの場の活用の推進
- （7）子育て支援の推進
- （8）生活環境の改善・整備の推進
- （9）その他協議会の目的達成のために必要なこと

## 第2章 組織

### (構成員)

第5条 協議会は、次に掲げる組織・団体から構成する。

(1) 範域内に所在し、前条各号のいずれかの活動を主たる活動とする組織・団体

(2) 範域内を主な拠点として市民公益活動を行っている組織・団体

2 構成員として入会しようとする組織・団体は、入会届（様式第1号）を協議会へ提出するものとする。

3 構成員が退会しようとする場合は、退会届（様式第2号）を協議会に提出するものとする。

### (役員)

第6条 協議会に次の役員を置くことができる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計（兼事務担当） 1名

(4) 会長が必要と認める者 若干名

2 役員は、代議員会において代議員の中から選任する。ただし、欠員が生じた場合は、補充することができる。

### (監事)

第7条 協議会に監事2名を置く。

2 監事は、代議員会において構成員である組織・団体の会員の中から選任し、役員と兼ねることはできない。

### (代議員)

第8条 協議会に、構成員である組織・団体から選出する代議員を置く。

2 各組織・団体から選出できる代議員は代表1名とし、会長が必要と認める場合には、この限りではない。

### (任期)

第9条 役員、監事及び代議員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (任務)

第10条 役員、監事及び代議員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

- (3) 会計は、協議会の資金を管理し会計を処理する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査の任に当たるとともに業務執行を監督する。
- (5) 代議員は、所属する組織・団体の意見を集約し、代議員会において、議案を審議するとともに議決権を行使する。

### 第3章 会議

#### (会議の種類)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、代議員会、臨時代議員会、役員会及び臨時役員会とする。

#### (会議の招集及び開催)

第12条 代議員会及び役員会は、会長が招集する。

2 代議員会は、2箇月に1回程度の開催とし、臨時代議員会は、代議員の4分の1以上の者から要求があったとき、又は役員会において必要と認めたときに、会長が招集する。

3 役員会は、2箇月に1回程度の開催とし、会長が必要と認めたときに、臨時役員会を開催することができる。

#### (会議の定足数及び採決)

第13条 会議は、その会議の構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会議の構成員は出席者数に加えるものとする。

2 会議の議事は、会議出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

#### (会議の議長)

第14条 代議員会にあっては出席者の互選により選出された者、役員会にあっては、会長が議長となる。

#### (代議員会)

第15条 代議員会は、協議会の議決機関として次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則等の改廃に関すること。
- (4) その他、重要な事項に関すること。

2 代議員会は、代議員及び監事をもって構成する。

#### (役員会)

第16条 役員会は、役員及び監事をもって構成し、次の事項を議決する。ただし、監事は議事の議決に加わらないものとする。

- (1) 代議員会に付議・提議する事項
- (2) 協議会の運営に関する事項
- (3) 事業の実施に関する事項
- (4) 構成員の入退会の確認に関する事項
- (5) その他、代議員から提議された事項

(分科会)

- 第17条 協議会は、必要に応じて様々な分野の分科会を設置することができる。
- 2 分科会は構成員で構成し、開催は分科会の構成員が決定するものとする。
  - 3 分科会の協議結果は、代議員会に報告し議決する。

#### 第4章 会計

(会計)

- 第18条 協議会の経費は交付金、委託金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (監査報告)
- 第19条 会長は、会計年度終了後、速やかに決算を行い、監事の監査を受けた上、代議員会に報告し、承認を得なければならない。

#### 第5章 雜則

(雑則)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 付則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和元年7月28日から施行する。
  - 令和元年7月28日制定
  - 令和元年10月5日改正
  - 令和2年5月10日改正
- (設立時の役員の任期)
- 2 設立時の役員の任期は、設立日から令和2年3月31日までとする。

様式第1号（第5条第2項関係）

年 月 日

みずき野地区まちづくり協議会入会届

みずき野地区まちづくり協議会 宛て

みずき野地区まちづくり協議会会則に賛同し、構成員として入会を希望するため、入会届を提出します。

(ふりがな) 組織・団体名 [必須]	
(ふりがな) 代表者氏名 [必須]	
住所又は所在地 [必須]	〒 -
電話番号 [必須]	自宅： 携帯電話：
E-mail	
組織・団体 の活動内容 [必須]	

様式第2号（第5条第3項関係）

年 月 日

みずき野地区まちづくり協議会退会届

みずき野地区まちづくり協議会 宛て

みずき野地区まちづくり協議会を退会したく、退会届を提出します。

(ふりがな) 組織・団体名 [必須]	
(ふりがな) 代表者氏名 [必須]	
住所又は所在地 [必須]	〒 -
理 由	